区連会　資料４－４

調停手続相談会

予約不要

調停制度とは
どのようなものなの？

調停の利用には
どんな手続きが必要？

調停を進めていくための
具体的な方法は？

不動産	近隣トラブル
借　金	交通事故
相　続	労働問題
離婚・婚姻費用・養育費等	

このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が
無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。（秘密は厳守します）

〇当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。
　また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。

〇感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。

申　込：　予約不要・当日会場で受付

日　時：　令和7年11月15日（土）10：00～15：30　※受付終了 15：00

場　所：　かながわ労働プラザ

■JR根岸線　石川町駅　　北口（中華街口）より徒歩3分
■JR根岸線　関内駅　　南口より徒歩13分
■横浜市営地下鉄　関内駅　　1番出口より徒歩15分
■横浜市営地下鉄　伊勢佐木長者町駅　　2番出口より徒歩14分

主　催：　公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会　　横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会　保土ヶ谷民事調停協会

後　援：　最高裁判所　横浜地方裁判所　横浜家庭裁判所
横浜市市民局

問合せ先：　横浜地方裁判所 総務課庶務第二係　045－664－8778
横浜家庭裁判所 総務課庶務係　　045－345－3505